

平成29年第3回新居浜市農業委員会農政部会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 平成29年3月6日(月曜日) 13:30~14:20

(2) 会議の場所 市庁舎 5階 大会議室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 出席委員 14人

第1番	篠原 浩司	第2番	真木 増次郎
第3番	久枝 啓一	第4番	藤田 幸正
第5番	小野 輝雄	第6番	小野 義尚
第7番	高橋 繁	第8番	高橋 敬雄
第10番	近藤 上	第11番	合田 有良
第12番	村尾 浩一	第13番	松木 忠夫
第14番	高橋 征三	第16番	加藤 武雄

(2) 欠席委員 1人

第9番 曾我部 英敏

(3) 農政部会委員外委員 15人(農地部会委員)

農地部会長	岡部 正明	篠原 修
	寺尾 俊行	小野 春雄
	守谷 博明	古川 一豊
	岡田 充	矢野 重明
	福田 満壽夫	山下 元
	桑山 尚久	秦 昭一
	村上 勝利	山本 健十郎
	加藤 喜三男	

3 会議に出席した事務局職員

事務局長	戸張 博司	農政係長	山之内 奈緒美
臨時職員	中山 麻美		

4 傍聴者 なし

5 会議に付議した事項

議案第1号「関係行政機関等に対する農業委員会の意見書の作成について」

6 議 事

13時30分 開会

山之内係長

御起立ください。礼。御着席ください。

部会に先立ち、委員の出席状況を御報告致します。

在任委員15人、出席委員14人でございます。

よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告致します。

それでは、藤田農政部会長、よろしくお願ひいたします。

藤田部会長

皆さん、こんにちは。大分、春めいてまいりました。でも、やはり寒い日もございますので、十分体調管理に気を付けて、農作業、また委員会活動にご尽力賜りますようよろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまから平成29年 第3回新居浜市農業委員会 農政部会を開会いたします。なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、部会長において、高橋 征三委員と加藤 武雄委員を指名いたします。御両名よろしくお願ひいたします。

それでは、御案内しておりましたとおり、「新居浜市農業施策に関する意見書の作成について」を議題といたします。1月の農政部会で意見書を載せる要望事項について皆さんからのご意見をお聞きし、再度、事務局で案を作成しました。本日はそれについて、話し合いたいと思います。

それではまず、資料としてお配りしております意見書の案について、事務局から説明いたさせます。山之内係長、お願ひします。

山之内係長

事務局から、意見書の案についてご説明いたします。まず、資料1ページをご覧ください。

1月、2月の農政部会で委員の皆様からいただいたご意見をもとに、事務局で意見書の案を作成いたしました。

内容は次のとおりとなります。

新居浜市農業施策に関する意見書について(案)

日頃より、新居浜市農業委員会の運営におきましては、格別なご理解とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

我々農業者を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や農業後継者不足による遊休農地の増加、食の変化、農産物価格の低迷、特に米価の下落などの要因により大変厳しい状況が続いております。

こうした中、国は、平成28年4月の農業委員会等に関する法律の施行で、農業委員の公選制の廃止、農地利用最適化推進委員の設置等が制定され、農業委員会の最大の使命は、農地等の利用の最適化の推進（担い手への集積、集約化、耕作放棄地の発生防止、解消、新規参入の促進）と明記されております。

新居浜市の農業は、工業都市として発展した経緯もあり、小規模兼業農家が大半を占めており、農業離れ、担い手不足、有害鳥獣被害等、農業経営は厳しい状況となっております。

そこで、新居浜市農業委員会では、こうした農業を取り巻く状況に対応するため、新居浜市農業の振興と新居浜市民へ安全で安心できる新鮮な新居浜産農作物の安定的な供給と、農業者が安心して営農が継続できる農業づくりを進め、全ての農家が共存共栄できる社会となるよう、農業委員会等に関する法律第38条の規定に基づき意見を提出いたします。

1 担い手の確保と育成

新居浜市の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化、農業従事者の減少による担い手不足等により深刻な状態が続き、農地の細分化、転用による農地の減少が進む大きな原因となっている。農地を保全することは、農業生産力を維持するだけでなく、環境保全機能にも寄与するため、農業従事者を含めた市民生活全般に恩恵をもたらすこととなる。そのためにも、担い手の確保と育成は急務であり、次の支援策を講じること。

(1)新居浜市の現状を把握し、青年就農給付金事業、ハウスの設置補助の外、農業機械、所得、農地の集積に対する支援の対策を実施すること。

(2)定年退職者を含めた新規就農者を確保するため、農業関係団体等が連携しながら、農業従事者への営農環境を整え、生産意欲を高め所得向上が図れる体制づくりの支援の対策の実施すること。また、新規就農者に対して、実際に営農されている農業従事者の元で、経営、営農指導が学べる研修制度

を実施すること。

(3)すでに、農業経営を行っている農業従事者に対して、農地を守っている農家を助けるため、農業関係団体等が連携協力し、農作業の請負を行うような対策を実施すること。

2 地産地消の推進と食育の充実

新居浜市は小規模農家が多く、また、工業都市であり消費地としての性格も併せ持っており、地元農産物を地元で消費する地産地消には非常に適合した地域であると言えるが、農作物直売所では、農業従事者の高齢化によって生産者が少なく、品数が少ない等問題点もある。地産地消の推進は、農業従事者と消費者の結びつきの強化や地域の活性化に繋がることから、次の支援策を講じること。

(1)学校給食へ新居浜産農産物が活用されるため、関係機関と協力して、更なる利用、新居浜産農作物を使った献立を実施する。

(2)安全で安心できる新鮮な新居浜産農産物を販売する農産物直販所の利用促進を図るため、関係機関が連携してイベントや市民へのPR活動を強化し、消費者のニーズにあった新居浜産農産物を安定的に提供できる体制づくりを図ること。

(3)新居浜産農作物の販路拡大と消費拡大、農業所得の向上を図るため、ふるさと納税返礼品として農作物の拡充を行うこと。

3 有害鳥獣対策支援策の強化

近年増加しているイノシシ、サル等の有害鳥獣による被害については、市・県においても予算措置され、対策に着手しているのは承知しているが、市街地にイノシシが出没するなど被害が拡大しており対策が追い付いていない。

農業者の生産意欲を高め、安定した農業経営の継続、農地を保全するためにも、引き続き有害鳥獣対策に力を入れ、次の支援策を講じること。

(1)有害鳥獣から農地を防護するための対策の予算措置を実施すること。新居浜市内での有害鳥獣対策モデル事業の実施、ロケット花火や爆竹の購入の補助、企業の協力、電気柵等地域での防護の啓発運動、有害鳥獣防護に対する支援策の強化を図ること。

(2)有害鳥獣駆除には、関係機関との連携が不可欠であるが、猟銃使用者の高齢化と減少により、後継者の育成、確保が課題となっている。有害鳥獣駆除対策のために、広報誌等で狩猟免許について周知し、新たに免許取得する者に助成を設けること。

4 計画的な農業生産基盤整備の実施

良好な営農環境を保持する上で必要不可欠な農業水利施設の維持・整備について、農業振興地域内農用地区域を優先した事業計画を策定し、国・県に対して必要な事業の実施を継続的に要望すると共に、市も計画的に事業を実施し、次の支援策を講じること。

(1)農業の発展と農地を集積し効率的な農業経営が行える生産基盤の整備が必要であることから、各土地改良区の実情に応じた維持管理と軽微な基盤整備を実施すること。

(2)標準的な耐用年数を経過している、老朽化した農業用排水路、農道の改良への予算の増額を図るよう要望する。

2月の農政部会後に、赤字の部分を変更しました。また3ページの3 有害鳥獣対策支援策の強化の項目ですが、農林水産課に確認したところ、市内の猟友会の駆除隊員の方には、補助ができていたため、変更いたしました。

以上で説明を終わります。

藤田部会長

ただいま事務局から説明がありました、意見書の案について、皆さんからご意見をいただきたいと思います。

まず、資料1ページの意見書の前文についてですが、これについて、追加・修正等皆さんのご意見をお聞かせください。

1月、2月と皆さんにご協力頂きまして、皆さんの意見を集約した結果、このような案になっております。もう少しつけたした方がよい等、何かございませんか。

(なしの声あり)

藤田部会長

それでは次に、本文のほうの協議に移りたいと思います。

まず、1の担い手の確保と育成について、追加・修正等皆さんのご意見をお聞かせください。岡部委員、どうぞ。

岡部委員

はい。青年就農給付金の現状・推移をお聞かせ願いたい。

山之内係長

お答えします。現在、青年就農給付金は2人受けています。1名は、青年就農給付金が始まった時に、萩生のAさんが受けました。もう1人は去年からBさんが受けています。今の

ところはその2名です。来年度から、法律が変わりつつあるので、もしかしたら色々縛りが増えてきて、厳しくなるかもしれないそうです。5年間は農業をなさいとといったものが、倍の10年間は農業をなさいと法律が変わりつつあるそうです。また変わった場合には、担当課の農林水産課からきてもらって、お話をしてもらおうと考えています。以上です。

岡部委員

はい、現状は大体わかりました。それともう1つ、ハウスの補助についてです。段々と使われなくなってきた、今後危ないのではないかという情報も聞いております。対象者を探すために、どこまで掘り下げてしているのか、対策をどこまでしているのかを分かる範囲でお聞かせ願いたい。

藤田部会長

今のところは、深いところまでは把握できていません。農協の担当者の方から、希望者があまりいなく、なかなか満額使うことができないので、誰かいませんかと聞かれますが、そこそこ使ってるのではないかと思っております。先ほど言われた通り、応募者が少ないと、事業から落とされる可能性もあると思いますので、取り組んでほしいという意見書の中身です。

岡部委員

心配しているのが、せっかく限られた農業予算の中で、ハウスの補助枠を頂いているので、まじめに取り組んでいかないとなくなってしまうのではないかと思います。農業関係者が中心となって取り組んでいかないといけないと思います。

藤田部会長

合田委員、どうぞ。

合田委員

先ほどおっしゃられていた青年就農給付金のことですが、2名をおっしゃられていましたが、実質はもっと対象者はいます。新規就農者であっても、身内の手伝い等をしていて、その身内が出来なくなって、その対象者が仕事を辞めて農業専業になっても、青年就農給付金の対象外になってしまいます。身内の手伝いをしていたのだから、新規ではないと言われてしまいます。これはおかしいと思います。これは、この意見書の中にいれてほしいという訳ではなく、農業委員さんにはこういった問題もありますとご承知願いたいと思います。

藤田部会長

はい、わかりました。他にございませんか。加藤（武）委員、どうぞ。

加藤（武）委員 私も勉強不足だったのですが、市長に対する農業委員の38条の事柄について、4月1日に市長について提出することなのですが、その時点では、ある程度29年度予算が決まっていますよね。この意見書ですが、早い時期の例えば10月頃に予算が決まる前に提出すれば、来年度の予算に考慮して頂けるようになるのではないのでしょうか。

藤田部会長 今までは、3年に1度の任期満了の時に建議書を提出していましたが、今度の改正で毎年意見書を提出できるようになりました。加藤（武）委員がご心配されているように、29年度の予算は原案が出来て、今度の議会にかかるというのが現状です。新年度、市長に意見書を提出して、それが担当課の方に回っていきます。そして、どうしても必要と判断される場合には補正がかかりますが、そうでなければ、30年度の予算の中に反映されたらありがたいというのが現状でございます。第23期からは、必要があれば毎年意見書が提出できる仕組みになっております。

加藤（武）委員 ありがとうございます。

藤田部会長 他にございませんか。ないようですので、次に、2の地産地消の推進と食育の充実について、みなさんのご意見をお聞かせください。

何かございませんか。

（なしの声あり）

藤田部会長 それでは次に、3の有害鳥獣駆除支援策の強化について、事務局からの説明の中で、（2）の赤字部分の有害鳥獣駆除対策のために、広報誌等で狩猟免許について周知し、新たに免許取得する者に助成を設けることとありますが、現在は猟友会の方については補助を出しているのが現状だそうです。皆さんのご意見をお聞かせください。小野（春）委員、どうぞ。

小野（春）委員 鳥獣害被害については、全国各地で問題となっていることは皆さんご承知の通りなんですけど、先日もテレビでしていましたが、猪の箱わなについてですが、猟友会の人々がだんだんと減っている中、その対策として、箱わなにカメラ、センサーをつけて、それをスマホと連動させて猪が箱わなに入ったら捕獲できるようなものがあります。そういった装置を被害の大きい所からでも、試験的に実施していく等、具体策を

早急に推進してほしいと思います。今も説明ありましたように、銃の免許と箱わな免許が2系統にわかれておるようですが、箱わな免許をもっと簡単にとれるように、窓口を拡げていくような施策も必要ではないでしょうか。猟友会だけに任せるのではなく、被害にあった人が自助努力も出来るようにする施策もあった方がいいと思います。

小野（輝）委員

免許をとって猟をするためには、猟友会に入らなくてもいいのでしょうか。

秦委員

無理に入る必要はありません。

小野（輝）委員

なるほど。その代わり、市から提供がある箱わなは個人には貸してはくれないのですか。自分で準備しないといけないのですね。その辺りがちょっと疑問があります。

藤田部会長

市が持っている箱わなについては、猟友会にお願いしています。あとは、担当課で用があればいつて設置をしているようです。基本的には猟友会にお願いしています。箱わなは、皆さんご存知の通り、入るのはウリ坊で大人はまず入らないと聞いております。猪に精通した人がいて、色々指導を受けて使えば入る可能性はあるそうですが、素人ではなかなか難しいようです。知っている方、教えてほしいのですが、くくり罠は資格さえ持てば、猟期以外はだめでしょうけど、できるのでしょうか。

秦委員

猟友会の駆除隊に入っていたら、年間を通してできますが、入ってなければ猟期だけです。

小野（春）委員

免許取得の窓口はどこになるのでしょうか。

藤田部会長

免許取得に関しては、県になります。農林水産課はお手伝いの窓口だと思います。実際の窓口は県になりますが、農林水産課でもわからないことはないと思います。山本委員、どうぞ。

山本委員

先ほどいつていた資格ですが、とつたにしても金額が確か毎年2万程かかったと思います。それが原因で辞めていく人が出てきます。角野小学校から船木、あちこち被害でています。箱が30程あるかと思いますが、年間で10匹位しかとれません。管理の問題も色々あると思います。箱わなに関してですが、餌は糠を使っていて、自分で準備するのだそうです。草刈りは、営農センターにと言われるそうです。糠を毎日撒いても、食べにはきていても、中にはなかなか入ってな

いと聞いております。以前、角野小学校に被害が出たときは、専従で半日ほどつけたそうです。行政も、箱わな管理に専従で担当をつけることもいいのかもしれませんが。新居浜市は、インターネットで被害情報を公開すること等、そういった方で弱いと思います。組合に丸投げの部分もあります。せっかく意見書を提出できるのだから、そういった内容を入れてみてはどうでしょうか。

藤田部会長

山本委員がおっしゃったように、そういった体制の強化を文言として盛り込んでいくのもいいと思います。合田委員、どうぞ。

合田委員

(2)の赤字部分に、狩猟規制の緩和という文言をいれたらどうかと思います。例えば、狩猟規制の緩和及び新たに免許取得する者に助成を設けること、としたらどうかと思います。

藤田部会長

狩猟期間を延ばしてほしいということでしょうか。

合田委員

箱わなを置ける人を、猟友会の人以外でも置けるように緩和してほしいということです。

篠原（修）委員

箱わなは、農林水産課が購入して、猟友会に貸し出しをしております。我々、一般の人が使っているのはくくり罠です。箱わなより、くくり罠の方がだいぶ猪がかかります。罠でしているグループを知っていますが、光明寺の中で年間10頭ほどとれます。箱わなは、慣れてきたら入らなくなりますので、足をいれたら締まる罠の方が、確実にかかると思います。以上です。

藤田部会長

以前に私もお聞きしましたが、くくり罠は猟犬がかかるので、猟友会の人たちは意見があるそうですが、その辺り詳しい方いませんか。

山本委員

箱わなは、管理人がいないと置いてもらえないんです。

藤田部会長

その辺りの支援策を考えないといけないのですが、箱わなは思ったほどかからないので、猟友会の人たちも行く回数が少なくなるそうです。たまたま垣生で要望があって、去年の9月頃に草刈りをして、箱わなを置きました。こんな所においてかかるのかと思いました。毎日、米糠をもっていっておきましたら、バタバタと2つウリ坊がかかりました。新しい分だったせいもあるのかもしれませんが、箱わなの場合は草刈り等をして、うまく箱わなの方に誘導するのも大事だそう

です。箱わなの現状を関係者から聞くと、このような事をよく聞きます。他にございませんか。ないようですので、4の計画的な農業生産基盤整備の実施について、ご意見をお聞かせください。この農業生産基盤の整備というのは、それぞれの改良区さんが計画の中で、担当課と話し合いながら順次進めていって来ております。行政の方で、用水ポンプの整備は順次進めていってしております。4の赤字部分の軽微については、新居浜市は中間管理機構の対象地が少ないです。大生院の一部・荷内・大島・垣生の一部・宇高1丁目～4丁目の一部・八幡1丁目、2丁目・新須賀の一部が農用地となっております。4について、ご意見ございませんか。ないようですので、もう1度、意見書の前文と本文の1から4までで何かございませんか。福田委員、どうぞ。

福田委員

最初に岡部委員がおっしゃっていましたがハウスの設置補助の件について、経済事業部の方に聞いてまいりましたので、ご報告いたします。今年はわずか1件、去年はなかったのではないかと聞いております。対象者がだんだんといなくなっております。機材の補助は50%と消費税となっておりますが、ハウスを組み立てには補助がありません。ハウスの組み立ては大変なので、そちらの方にも何か支援策を考えて頂ければ利用する人が増えるのではないかと思います。以上です。

藤田部会長

ハウスの設置について、材料費と組み立て費が半々かかると聞きます。慣れてない人がするとなかなかうまくできないそうです。出入口を作らないといけないのが、なかなか大変です。他にご意見ございませんか。小野（春）委員。

小野（春）委員

鳥獣害被害のことばかりで申し訳ないのですが、例えば3の中のロケット花火や爆竹の購入の補助とありますが、これはこの内容で一部補助しますと決定ですか。

藤田部会長

これは要望なので、そういった補助事業を市の施策として入れてほしいということです。

小野（春）委員

わかりました。

藤田部会長

本日、皆様のご意見、修正等に基づき意見書案を訂正し、最終的には3月24日の総会で議題として提出したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

（異議なしの声あり）

藤田部会長

ありがとうございました。ここで、事務局から連絡事項がございます。山之内係長、お願いします。

山之内係長

それでは、第22期第10回新居浜市農業委員会総会について連絡いたします。部会資料と同封いたしました。3月24日15時45分～リーガロイヤルホテル新居浜 桜の間にて総会、17時15分から、菊の間にて、懇親会を開催いたします。出席人数の把握するため、本日出欠の連絡を事務局の方へお願いいたします。

次に平成29年度先進地視察研修について説明いたします。部会資料と同封いたしました。平成29年度農業委員先進地視察研修につきましては、4月12日水曜日から13日木曜日の1泊2日で実施することになりました。

研修先として、1日目、京都府亀岡市 京都府農林水産部農林センターにて「有害鳥獣被害対策について」 2日目は、兵庫県神戸市 農協市場館「六甲のめぐみ」にて「設立経緯と活動状況について」の研修予定です。

12日、朝7時30分出発なので、7時20分に市役所玄関前集合でよろしくお願いします。宿泊先は、大阪市にあるホテルプラザオーサカになります。出欠等の連絡を部会資料と同封しています、平成29年度農業委員先進地視察研修の提出を本日お願いいたします。

次に、農地における利用の意向についての調査について報告します。新規に耕作放棄地と判断された所有者、耕作者の方、昨年意向調査を郵送したが返事がなく、今年も耕作放棄地と判断された所有者、耕作者の方に、昨年12月に郵便にて意向調査を送付いたしました。今回、耕作放棄地163人、に郵送し、2月末現在76人、221筆 回答がありました。

- 1 農地中間管理事業を利用してもよい 66筆
- 2 新居浜市農業再生協議会が行う農地所有代理事業を利用してもよい 7筆
- 3 自ら所有権の移転又は賃借権、その他の使用収益を目的とする権利の設定若しくは移転をおこなう 12筆
- 4 自ら耕作します。 62筆
- 5 その他が、74筆

となっております。なお、データ上、1筆につき、1つの回答しか入力できないことから、複数回答がある方に関して

は、事務局の方で、実現の可能性の高い方の回答を選択しております。

事務局としましては、今回の意向調査の内容において、1、2を選択された方については、制度の担当課である農林水産課にデータを送付して、調査内容の利用をお願いしています。

1、2、3と回答し、貸したいと答えられた方の農地につきましては、農地を借りたい要望のある方へ情報提供させていただいておりますが、農地の再生作業や農道が狭い、鳥獣被害等の問題も多く、なかなか利用に結びついていないのが現状でございます。

公選で選ばれた委員さんには、お手元に、担当地区の農地における利用の意向についてのコピーを情報として提供いたしますので、今後の相談等にご活用ください。

また、来年度の8月から9月にかけて農地パトロールを例年どおりの方法で実施の予定としておりますのでよろしくお願いたします。

次に、農地基本台帳調査について、報告します。

農業委員の皆様には、年末年始のお忙しい時期からの調査にご協力頂きまして誠にありがとうございました。おかげをもちまして、全地区の調査を無事終えることが出来ました。

農業委員に、調査をお願いした件数が2,585件、大島、別子山、事務局対応の郵便調査を行った件数が71件、合計2,656件になります。農業委員が何回も訪問したが不在だった方には、事務局の方で、郵送により再調査を行いました。

事務局といたしましては、農業委員の皆様の調査で得られた情報をもとに、農地基本台帳の整備を行います。

最後になりますが、今月農業委員、農地利用最適化推進委員の募集を行っております。31日まで受付となっておりますので、よろしくお願いたします。

以上で説明を終わります。

藤田部会長

ただいま事務局からの説明で、質問等ありませんか。ないようですので、平成29年 第3回新居浜市農業委員会 農政部会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

山之内係長

御起立ください。礼。ありがとうございました。

◇

新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により
ここに署名する。
新居浜市農業委員会農政部会

部 会 長

委 員

委 員